

補助対象工事

①こどもみらいテレワーク対応リフォーム（A・B・Cのいずれかの工事を必ず行ってください。）

A＜机の作り付け＞

テレワークスペースを新たに設置するため、室内空間の一角に、**単独では自立せず、当該住宅に固定することで自立する机等**を新たに設置する工事

- ・机等は住宅自体の壁や床等にビス等で堅固に固定し、取り外しできないようにする工事
- ・幅70cm以上かつ奥行き40cm以上である机が対象
- ・現状、執務環境のある箇所は対象外
- ・単独で自立している机の固定は対象外

B＜間仕切り壁等の新設 スペースの確保＞

テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で新たな室内空間を確保する、又は他の室内空間と仕切る工事

間仕切り壁や窓、扉を新設し、床から高さ120cm以上、幅90cm以上の仕切りとすることでスペースを確保する工事

C＜間仕切り壁等の新設 個室の確保＞

テレワークスペースを新たに設置するため、壁や扉等で他の室内空間と完全に独立した空間を新たに確保する工事

- ・間仕切り壁や窓、扉を新たに幅90cm以上設置することで個室を確保する工事
- ・レール等で壁に固定されていない可動式間仕切りは対象外

＜上記への付帯工事＞

- 照明や通信等に係る電気設備工事
- 冷房や暖房設備の新設（＜個室の確保＞Cに限る。）

②子育てライフ対応リフォーム

快適な住環境へのリフォーム（省エネ・防音・木質化）

- 壁の防音化
- 高気密・断熱の窓などへの交換

- しずおか優良木材等の仕上材（壁材、床材など）に張り替え
- 断熱性向上リフォーム（外気に接する部分のみ）

家事・子育て等負担軽減リフォーム

◎「子育てグリーン住宅支援事業」対象製品に限る。

- ◎掃除しやすいトイレへの取替え又は新設
- ◎掃除しやすいレンジフードへの取替え又は新設
- ◎ビルトイン自動調理対応コンロへの取替え又は新設
- ◎ビルトイン食器洗い機の新設

- ◎浴室乾燥機の新設
- ◎宅配ボックスの新設
- 作り付け収納の新設
- 自動水栓の設置

上記に伴う電気やガス、給水、排水等の工事

③しずおか優良木材等補助加算（内装木質化）

以下の材料を仕上材として10㎡以上使用する工事

- しずおか優良木材認証製品（しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品）
- 静岡県産材証明制度により産地を証明されたJAS製品及びJIS製品

補助対象外工事

- 換気設備の新設、取替え又は更新
- システムキッチン（ビルトイン食器洗い機又はビルトイン自動調理対応コンロを除く）、洗面化粧台、ユニットバスや浴槽、蓄電設備、発電設備、給湯器、ボイラー、照明器具（こどもみらいテレワーク対応リフォームの対象となる工事を除く）、防犯設備、火災警報器の新設、取替え、更新又は改修
- 網戸や障子、襖紙の張り替え、畳の取替えや表替え、じゅうたんやカーペット等の設置、取替え又は更新
- 壁紙、床材などの張り替え、（こどもみらいテレワーク対応リフォームの対象となる工事を除く）

- 増築工事
- 数年後に解体や用途変更又は所有者への返還等を予定している住宅の工事
- 新築後一年を経過していない住宅の工事
- 国や県、市町その他団体が補助する他の制度を利用する場合、重複する内容の工事
- 門や塀等いわゆる外構工事
- 屋根や外壁、雨樋等いわゆる外装工事
- 老朽化による修繕
- 家電製品や備品、消耗品の購入等
- 補助対象工事の設計費や調査費
- その他補助金の交付が適切でないもの

注意

令和7年度 ＜子育て世帯及び若者夫婦世帯向け＞

こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度



	1期募集（100件）	2期募集（約100件）
申請期間	R7.5.15～R7.8.15	R7.9.1～R7.12.15
事業完了期限（工事・支払い）	R7.11.25	R8.1.30
実績報告期限	R7.12.24	R8.2.28
	実績報告期限または事業完了から30日以内の早いほうの日まで	

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了

①こどもみらいテレワーク対応リフォーム

必須工事

補助金

最大10万円
(1/2補助)



机の作り付け

又は



間仕切り壁等の新設

②子育てライフ対応リフォーム

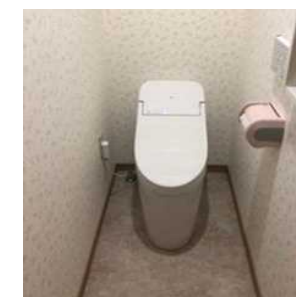
※②のみの申請不可

補助金

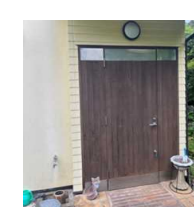
最大15万円
(1/2補助)



掃除しやすいトイレへの取替え



や



断熱性のある玄関扉への取替え など

③しずおか優良木材等補助加算

プラス

上記に併せて「しずおか優良木材等」の利用で補助金を加算します。

「森林認証材」の場合は、

さらに上乗せ加算があります。



New

	使用量	補助単価	上限額
優良木材	10㎡以上	3,500円/㎡	14万円
森林認証材		1,000円/㎡	4万円

問 合 先

静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課

TEL:054-221-3081 E-Mail: sumai@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日は除く）



令和7年度 こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度

静岡県では、仕事と子育てが両立した住環境の整備を推進するため、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う既存住宅のテレワークに対応したリフォーム等に対して補助します。

制 度 概 要

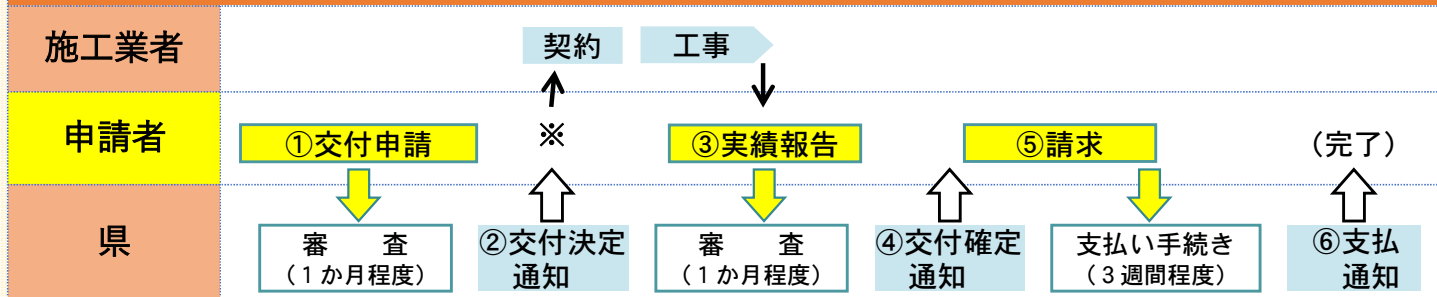
対象住宅	○居住者又は居住予定者（工事後、速やかに居住する予定の者も含む）である個人がリフォーム工事を実施する新築後1年以上経過した静岡県内の住宅（個人が所有する住宅、賃貸住宅等が対象） ○耐震性を有する住宅（リフォームと併せて耐震補強等を実施するものを含む） ※耐震性を有する住宅とは次のいずれかの住宅 ・ S56.6.1以降に建築に着手した住宅 ・ 上記以前に建築に着手した住宅で、交付申請時に「(8) 耐震性確認書類」を提出できる住宅、未対策の場合にあっては、加えて実績報告時に「(7)耐震対策に着手又は完了を証明する書類」を提出できる住宅		
補助対象者	< 子育て世帯 >	・ R7.4.1時点で18歳未満の子を有する世帯 ・ R7.4.2以降に出生した子を有する世帯 上記いずれかで「（10）世帯構成確認書類」を提出できる者	
	< 若者夫婦世帯 >	・ R7.4.1時点で夫婦いずれかが39歳以下の世帯 で「（10）世帯構成確認書類」を提出できる者	
施工者要件	静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等		
補助額 ①+②+③	①こどもみらいテレワーク 対応リフォーム(必須工事)	最大10万円/戸	・ 補助対象工事費用の1/2以内 ・ 1,000円未満切り捨て
	②子育てライフ対応リフォーム	最大15万円/戸	
	③しずおか優良木材等補助加算 (※森林認証材の場合)	県産材使用面積	10㎡以上
		補助単価	3,500円/㎡ (+1,000円/㎡※)
		上 限 額	14万円(+4万円※)

申 請 手 続

申 請 先	静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課（TEL:054-221-3081）
申請方法	オンライン申請（スマートフォン不可） 申請書類は県ホームページからダウンロード 「R 7 こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度」で検索 → 

※申請前に県ホームページで「よくある質問」を確認してください。

申請から支払までの流れ



※申請後、県による②交付決定通知のあとに契約・工事着手してください。

手続きに必要な書類

交付申請	工事契約前に提出する書類
(1) 交付申請記入シート（要綱第1～3号、要領第1号） 口座振替通知登録申出書	エクセルファイル 申請書内に補助対象者の区分を記載（子育て世帯、若者夫婦世帯）
(2) 確認及び誓約書（要領様式第2号）	
(3) 工事図面	・平面図等に 工事概要を記載 ・「 テレワークスペース 」の表記、及び 机の位置を図示 ・ 机の作り付けを行う場合は、机の大きさ、作り付ける机は自立しないものであることの記載
(4) 工事着手前の写真	補助対象工事を行う全ての室の写真を添付
(5) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し	①こどもみらいテレワーク対応リフォーム、②子育てライフ対応リフォーム、それぞれの補助対象工事費を明記（双方に係る経費は分けて計上）
(6) 子育てライフ対応リフォーム適合証明書類	省エネ、断熱性能（カタログの写しなど）、家事負担軽減「子育てグリーン住宅支援事業」対象製品であることが分かる書面（HP品番検索画面など）
(7) 住宅所有者確認書類 ※1	（下表参照）
(8) 耐震性確認書類 ※2	（下表参照）
(9) 本人が確認できる書類	運転免許証等
(10) 世帯構成確認書類	住民票、パートナーシップ証明書等
(11) 補助金の入金先が確認できる書類	通帳の写し等、口座名義人（ カナ ）が確認できる書類
(12) 交付申請書類チェックリスト（要領様式第6号）	
(13) 木びろい表（要領様式第5号）	（しずおか優良木材等補助加算の場合）

※1 住宅所有者確認書類

対象住宅	所有者	添付書類（写し）
個人所有住宅	申請者	・当該住宅の所有を証明する書類※1
	申請者の2親等以内の親族	・当該住宅の所有を証明する書類※1 ・同意書（要領様式第4号） ・所有者と申請者の親族関係を証明する書類
賃貸住宅等	賃貸人	・賃貸人が当該住宅の所有を証明する書類※1 ・当該住宅の賃貸借を証明する書類 ・同意書（要領様式第4号）
	申請者の2親等以内の親族	・賃貸人が当該住宅の所有を証明する書類※1 ・所有者と申請者の親族関係を証明する書類（戸籍謄本等） ・同意書（要領様式第4号） ※1固定資産税納税通知書、全部事項証明書など

※2 耐震性確認書類

S56.6.1以降に建築に着手したもの	対象住宅の建築時期が確認できる書類 例：固定資産税納税通知書、家屋登記簿謄本、確認済証など		
S56.5.31以前に建築に着手したもの	耐震対策済	○耐震診断の結果（建築物の耐震改修の促進に関する法律、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業による証明書等）※2 ○または、耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類（市町が発行する補助金確定通知及び写真等）	
	耐震“未”対策（耐震対策型）	○耐震補強計画書等※2	※2耐震改修を行った住宅の住所が確認できる書類

実績報告 工事完了後に提出する書類

(1) 実績報告記入シート（要綱様式第5.2,3号、要領様式第1号）	交付申請記入シートに追記、エクセルファイル
(2) 領収書の写し	交付申請時の見積金額と変更があった場合は内訳も添付
(3) 工事の施工中及び完成時の写真	・申請者が机に向かって テレワークを行っている写真（間仕切り壁の新設においても提出） ・施工中の写真は完成後に工事箇所が不可視となる場合に添付
(4) 実績報告書類チェックリスト（要領様式第7号）	
(5) しずおか優良木材製品出荷証明書	（しずおか優良木材製品を使用した場合）
(6) 県産材販売管理票の写し	（しずおか優良木材製品を使用した場合）
(7) 耐震対策に着手又は完了を証明する書類	（交付申請時に耐震 未 対策であった場合）
(8) 移転後の住民票の写し	（交付申請時に移転予定とした場合）

※交付申請時、実績報告時共に、申請内容により**その他の確認書類**が必要になる場合があります。